

**所得税**

**準備はお早めに！**

**住民税**

(市・県民税)

**税の申告がはじまります**

税の申告は、昨年（平成30年1月1日から12月31日まで）の1年間に得られた個人の収入や、控除・必要経費などを市役所や税務署に申告する手続きです。

この申告に基づいて、所得税や住民税、国保税などが確定します。正しい申告をするため、また、申告時にあわてないためにも、必要書類の整理や収入・支出金額の集計などは、早めにご準備ください。

**【申告受付期間】 2月18日(月)～3月15日(金)**

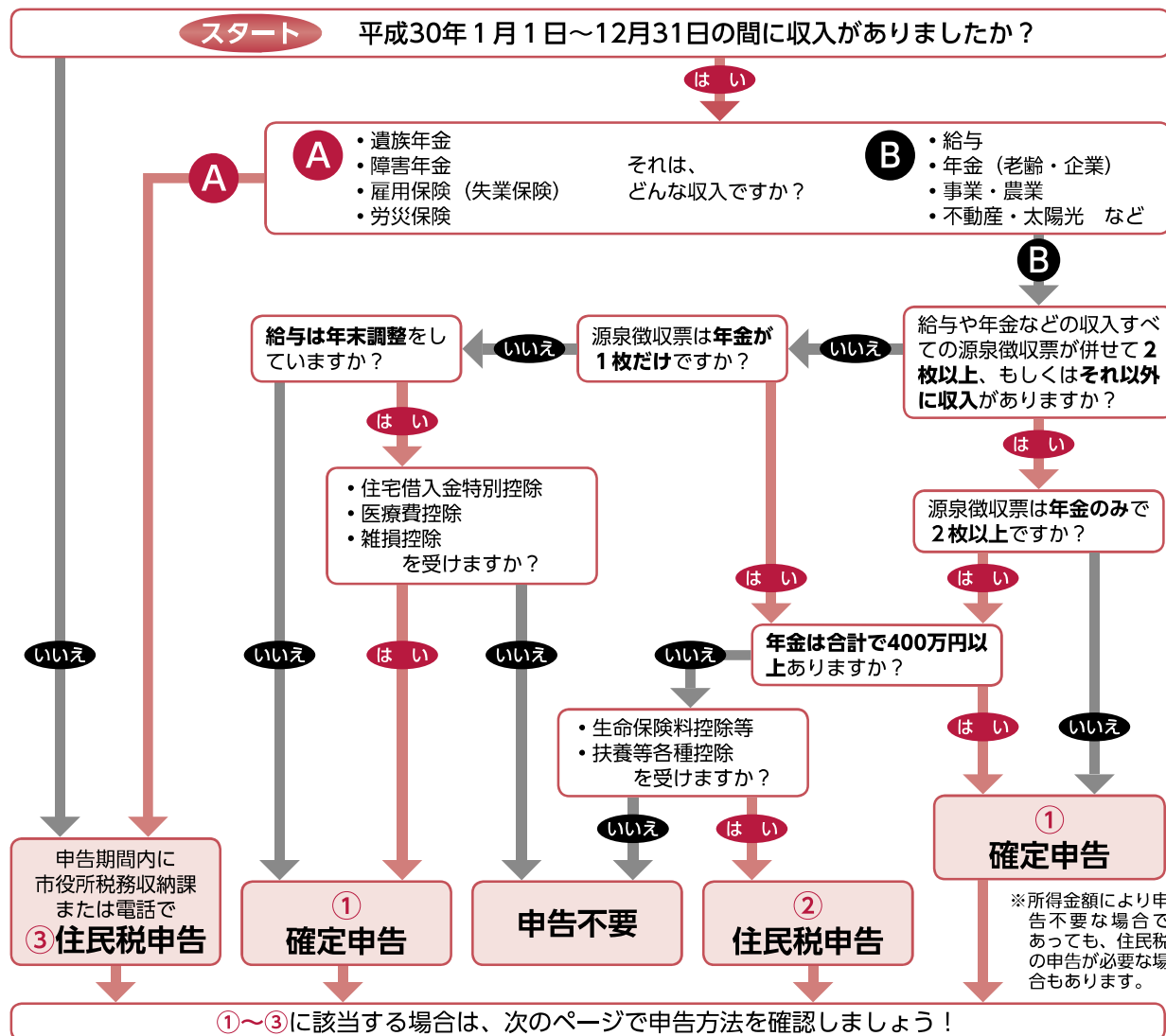
※所得税の還付申告

医療費控除、住宅借入金等特別控除などの還付申告は、1月4日から甲府税務署で受付をしています。

※確定申告関係の用紙については、税務収納課に用意してあります。

## I 申告が必要な人は、どんな人？

下のフローチャートを参考に、どのような申告をすべきかご確認ください。



### ■申告が遅くなると・・・

期限を過ぎてから申告書を提出すると、納税通知書の届く時期が遅くなったり、課税証明書などが必要となときにすぐに交付を受けることができませんのでご注意ください。

### ※注意

このフローチャートは、一般的な事例です。その他のケースは、税務収納課までお問い合わせください。

## II 申告方法

### ■確定申告(P6のフローチャート①に該当する方)

次の3つの中から選択してください

(i)自分で申告書を作成し、甲府税務署へ直接申告

(ii)インターネット(e-Tax)で電子申告(国税庁：  
http://www.nta.go.jp/)

※マイナンバーカードとICカードリーダーライタを使用するマイナンバーカード方式と、ID(利用者識別番号)とパスワード(暗証番号)があれば利用できるID・パスワード方

式があります。

(iii)市の相談会での申告(相談会日程はP8を参照)

### ■住民税申告(P6のフローチャート②に該当する方)

下記(Ⅲ、Ⅳ)に掲載してある必要な持ち物を持って市の相談会に行き、申告してください。(相談会日程はP8を参照)

### ■住民税申告(P6のフローチャート③に該当する方)

無収入または非課税所得のみの場合は電話でも申告可能です。

## III 申告時に必要な持ち物(確定申告、住民税申告)

### ■すべての方に共通

#### ◎各種控除に必要な書類

(生命保険料・地震保険料などの控除証明書、社会保険料・国民年金等の領収書、障害者手帳、医療費の明細書など)

※書類が不足するとその控除の受付はできません。

#### ◎印鑑

◎扶養(配偶者)控除の認定は、所得要件があるため、被扶養者の所得がわかる書類

◎マイナンバーカードまたは【番号確認書類+身元確認書類】(※写し可)

◎口座番号のわかる書類(還付となる場合に必要)

### ■給与・年金所得がある方

#### ◎所得税の源泉徴収票(原本)

※中途退職し、再就職されなかった方は、以前勤務していた職場に請求してご用意ください。

### ■農業所得がある方

◎収入・支出金額がわかる書類(収穫量・販売数量、自家消費量、経費などを必ず集計してください)

◎農協や市場などで発行する収支証明書や領収書

◎動力稲刈機や田植機などを買った、または買い替

えた場合は、その領収書

◎大型農業用機械(農業用自動車・トラクター・コンバインなど)を買ったり、買い替えた場合は、販売証明書・領収書および保険料の領収書

◎耕作委託料などを支払った場合は、その領収書等(委託内容が明記されたもの)

◎堰費・土地改良費(維持管理費に限る)の領収書

### ■営業等所得がある方

◎収入・支出金額がわかる書類(収支内訳書・領収書等)

※平成26年1月から、事業所得(営業、農業)・不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方に帳簿の記帳・保存が義務化されています。また、所得税および復興特別所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿などの保存が必要です。

### ☆マイナンバーの記載等について

確定申告書を提出する際は、毎回マイナンバー(12桁)の記載+本人確認書類の掲示または写しの添付が必要です。

### ■本人確認書類の例

《例1》マイナンバーカード

《例2》通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

## IV その他申告が必要な方

### ■太陽光発電を行っている方

太陽光発電による売電収入がある場合、その収入は雑所得または事業所得となり、設置費や収入・経費のわかるものを整理して申告していただく必要があります。

### ■介護認定を受けている方

認定を受けている65歳以上の方で、常に就床を要し複雑な介護を必要とする方は、福祉事務所の証明があれば、特別障害者控除を受けられます。

### ■寄附金控除・政党等寄附金特別控除を受ける方

平成30年中にふるさと納税(ワンストップ特例申請者を除く)や日赤(山梨県支部)などへ寄附をした方は申告時に受領書などをご持参ください。

### ■「住宅借入金等特別控除」を受ける方

平成30年中に家を新築し、10年以上借入があり、適用条件に合致する場合には次の書類をご用意のうえ、申告することで10年間の住宅借入金特別

控除を受けることが可能です。

### ☆必要書類(新築の場合)

住民票の写し、借入金の年末残高証明書、家屋の売買契約書、土地の売買契約書(土地も同時購入の場合)、家屋の登記事項証明書、土地の登記事項証明書(土地も同時購入の場合)など

※中古住宅の購入・増改築などについては別途税務署までお問い合わせください。

※平成21年から33年までに居住し、所得税の住宅ローン減税制度(住宅借入金等特別控除)を受けた方で、所得税において控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の個人住民税において税額控除されます。

※平成26年4月以降居住の用に供し、かつ住宅取得費等に係る消費税が8%の場合は控除額の計算が変わります。

## V 市の相談会の日程 相談受付時間 9時～16時

受付日	曜日	対象地区	受付会場
2月18日	月	全域	穴山公民館 (穴山町ふれあいホール)
2月19日	火	全域	中田公民館
2月20日	水	全域	藤井公民館
2月21日	木	全域	穂坂公民館 (穂坂コミュニティセンター)
2月22日	金	全域	円野公民館 (つぶらの会館)
2月23日	土	休	休
2月24日	日	休	休
2月25日	月	全域	清哲公民館 (清哲会館)
2月26日	火	全域	神山公民館 (武田の里ふれあいホール)
2月27日	水	全域	旭公民館
2月28日	木	全域	大草公民館 (大草ふれあいセンター)
3月 1日	金	全域	竜岡公民館
3月 2日	土	休	休
3月 3日	日	休	休
3月 4日	月	全域	市役所4階大会議室
3月 5日	火	全域	
3月 6日	水	全域	
3月 7日	木	全域	
3月 8日	金	全域	
3月 9日	土	全域	休
3月10日	日	休	
3月11日	月	全域	市役所4階大会議室
3月12日	火	全域	
3月13日	水	全域	
3月14日	木	全域	
3月15日	金	全域	

※お住まいの地区以外の会場でも相談を受け付けます。ご都合に合わせてご来場ください。

※受付は、書類の提出ができる方から順次受け付けます。

※農業・営業所得などがある方は、収支をまとめて、医療費控除がある方は合計額を計算してから申告相談にお越しください。収支をまとめていただいているからの受付となります。なお、医療費控除をまとめる際には、人ごと、病院・薬局ごとに医療費を計算してください。

※会場で作成される方は、時間にゆとりをもってお越しください。

※閉庁日対応として、甲府税務署では、2月24日(日)および3月3日(日)に、韮崎市役所では、3月9日(土)に申告相談等を行っています。

## VI その他の相談会

### ◇確定申告書作成相談会

税務署と県と市の共同開催で申告書作成相談会を行います。

※譲渡・贈与・相続についてはお受けできません。

■日時 2月14日(木) 10時～12時・13時～16時

※最終受付時間が早まる可能性があります。

■場所 韮崎市民交流センターニコリ1階

■問い合わせ 甲府税務署 ☎055-254-6105

### ◇税理士会による無料申告相談

#### ◆無料申告相談【甲府税務署管内】

所得金額が多額な方、相談内容が複雑な方、および譲渡所得がある方はご遠慮ください。

■日時・場所

1月30日(水)～2月1日(金)

甲府市総合市民会館3階大会議室

2月4日(月)・5日(火)

甲府市北公民館3階大ホール

2月18日(月)～22日(金)

甲府市総合市民会館(遊亀公民館)2階講義室2

※受付時間(共通)

10時～11時30分・13時～15時30分

#### ◆年金受給者等に対する申告指導相談会

年金受給者および給与所得者で医療費控除を受けられる方等の税金還付の相談会です。

■日時 2月7日(木)・8日(金)

10時～11時30分・13時～15時30分

■場所 甲府市総合市民会館3階大会議室

#### ◆税理士記念日事業無料税務相談

譲渡・相続・贈与等の相談も受け付けます。申告書の提出はできません。

■日時 2月23日(土)

10時～11時30分・13時～15時30分

■場所 山梨県税理士会館

■問い合わせ

東京地方税理士会甲府支部 ☎055-233-1318

☎055-252-7186

■問い合わせ

甲府地方法務局登記部門  
8時30分～21時

③利用時間が長い!

②法務局まで行かなくてよい!

①手数料が安い!

■メリット

④手数料を電子納付

力し、送信

③かんたん証明書請求メニューから必要事項を入力し、送信

②申請者情報の登録

(初回のみ)

①登記・供託オンライン申請システム(<http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>)へアクセス(登記ネットで検索できません。)

■請求方法

不動産や会社・法人の登記事項証明書等の取得が必要になった場合、自宅やオフィスからインターネットで請求することが可能です。簡単でお得に取得できますので、ぜひご利用ください。

甲府地方法務局からお知らせ  
インターネットによる  
かんたん証明書請求

## VII 医療費控除は領収書の提出が不要となりました

医療費控除は、平成30年中に、本人や本人と生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費をもとに所得税や住民税を減額することをいいます。※支払った医療費が返ってくるものではありません。

栄養ドリンクなどは対象となりませんが、市販の風邪薬や胃腸薬も対象となります。

また、おむつやストマについては医師が発行した「使用証明書」により対象となります。

平成29年分の確定申告から、領収書の提出が必要なくなり、明細書の添付のみとなりました。

ただし、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)

また、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

■問い合わせ 甲府税務署 ☎055-254-6105

## VIII 配偶者控除および配偶者特別控除が改正されました

平成29年度の税制改正により、配偶者控除および配偶者特別控除の取扱が変更されました。

### ■適用時期

平成30年1月以降の所得に適用されます。

### ■改正内容

①配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。

②配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得が38万超123万円以下とされました。

### ■注意点

配偶者の合計所得金額が38万円を超えた場合は、扶養の人数には含まれませんので、市県民税の非課税判定の人数に含まれないほか、配偶者が障害者であっても障害者控除の対象となりません。

### 【配偶者控除および配偶者特別控除の控除額】(改正後)

配偶者の合計所得金額				納税者本人(扶養する人)の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			《参考》 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
				900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	38万円以下	70歳未満 (控除対象配偶者)	所得税控除額	38万円	26万円	13万円	103万円以下
			住民税控除額	33万円	22万円	11万円	
		70歳以上 (老人控除対象配偶者)	所得税控除額	48万円	32万円	16万円	
			住民税控除額	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	38万円超85万円以下	所得税控除額	38万円	26万円	13万円	103万円超 150万円以下	
		住民税控除額	33万円	22万円	11万円		
	85万円超90万円以下	所得税控除額	36万円	24万円	12万円	150万円超 155万円以下	
		住民税控除額	33万円	22万円	11万円		
	90万円超95万円以下	所得税控除額	31万円	21万円	11万円	155万円超 160万円以下	
		住民税控除額					
	95万円超100万円以下	所得税控除額	26万円	18万円	9万円	160万円超 166万8千円未満	
		住民税控除額					
	100万円超105万円以下	所得税控除額	21万円	14万円	7万円	166万8千円以上 175万2千円未満	
		住民税控除額					
	105万円超110万円以下	所得税控除額	16万円	11万円	6万円	175万2千円以上 183万2千円未満	
		住民税控除額					
	110万円超115万円以下	所得税控除額	11万円	8万円	4万円	183万2千円以上 190万4千円未満	
		住民税控除額					
115万円超120万円以下	所得税控除額	6万円	4万円	2万円	190万4千円以上 197万2千円未満		
	住民税控除額						
120万円超123万円以下	所得税控除額	3万円	2万円	1万円	197万2千円以上 201万6千円未満		
	住民税控除額						
123万円超	所得税控除額	対象外			201万6千円以上		
	住民税控除額	対象外					

■税の申告についての問い合わせ 税務収納課 市民税担当 (内線153~155)